

農地の転用には許可が必要です！

農業振興地域整備計画の変更(農振除外)の申出を受付

農用地区域の農地を、農業以外の目的に利用するためには、農業委員会における転用手続きを行う前に、農用地区域から除外する必要があります。

ただし、農用地区域からの除外を申請しても、転用目的・申請地・所有地等の状況によっては農用地区域から除外できない場合があります。今回は、農振除外後、早期の転用が確実で、転用目的が明確であり、緊急を要するものが対象となります。(大規模な計画や、具体性・緊急性に欠ける案件は対象外です。)

■申出受付期間 8月21日(月)～9月1日(金)

※申出は期日厳守でお願いします。受付は平日のみとなります。

■申出方法 農林課窓口・市ホームページにある申出書に、添付書類を添えて提出してください。

■除外要件 次の5つの除外要件を全て満たすものに限り受付します。

1. 農用地区域(申出地)以外に農振除外地・宅地・雑種地等、代替すべき土地を所有していないこと。
2. 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
3. 担い手農業者等に対し、大規模な除外により、安定的な営農、経営する一団の農用地の集団化、農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。
4. 農用地区域内の農業用排水施設の分断や、排水の阻害等、農業用施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
5. 国の直轄または補助による土地改良事業、またはこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、区画整理、農用地の造成等の施工に係る区域にある場合は、事業の工事が完了した年度の翌年から起算して8年を経過した土地であること。

※除外申出地が農用地区域から除外されても、予定する事業計画が実施されない場合には、再度、農用地区域へ編入することとなります。

■除外となるまでの期間

農振除外が決定されるまでに1年前後の期間を要しています。事業計画を検討する際にはご注意ください。

■問い合わせ 農林課 農林振興担当(内線223～225)



請求区分	実施機関 (開示の決定を行う機関)	請求件数	開示・非開示の内訳				
			全部開示	部分開示	非開示	文書不存在	取下げ
情報公開 (公文書等)	市長	24	8	11	2	2	1
	教育委員会	1	0	1	0	0	0
	監査委員	1	0	0	0	0	1
	議会	3	3	0	0	0	0
	合計	29	11	12	2	2	2
個人情報 保護	市長	2	1	0	0	0	1
	合計	2	1	0	0	0	1

情報公開制度は、個人の知る権利を尊重し、市の所有する情報の公開を請求する権利を保障するものです。また、個人情報保護制度は、個人の

平成28年度情報公開・個人情報保護制度及び審議会等の会議の公開状況

市民の皆さんに身近で開かれた市政を目指して

公開を行っている審議会等のうち、開催された会議の件数	公開件数		傍聴人数
	公開件数	非公開件数	
70件	61件	9件	56人

権利利益の保護を図ることもに個人情報開示を請求する権利を明らかにするものです。さらに、開かれた市政運営の実現のため、市の政策形成に関する審議の過程を市民の皆さんが知ることができるよう、審議会等の会議についても公開しています。



市民の皆さんには、この制度を利用していただき、市政への一層のご理解と市民参加の行政運営にご協力をお願いします。※平成28年度の実施状況は上表のとおりです。

■問い合わせ

総務課 総務担当
(内線3334)